

「建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

改 正 前	改 正 後
建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準 一、二 [略] 三 建設業者に対する監督処分の基準 1 [略] 2 具体的基準 (1) ～ (3) [略] (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ① [略] ② 建設工事の施工等に関する法令違反 i、ii [略] iii <u>廃棄物処理法違反</u> 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。 iv、v [略] ③、④ [略] (5) ～ (8) [略] 四、五 [略]	建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準 一、二 [略] 三 建設業者に対する監督処分の基準 1 [略] 2 具体的基準 (1) ～ (3) [略] (4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 ① [略] ② 建設工事の施工等に関する法令違反 i、ii [略] iii <u>宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反</u> 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。 iv、v [略] ③、④ [略] (5) ～ (8) [略] 四、五 [略]

六 施行期日等

- ① この基準は、令和4年7月20日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

六 施行期日等

- ① この基準は、令和5年5月26日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。